

平成25年12月2日

各 位

熊本県信用組合
株式会社全銀電子債権ネットワーク

残高証明書発行機能の拡充について

株式会社全銀電子債権ネットワークでは、でんさいネットサービスの利便性向上のため、平成26年2月24日（月）から、定例発行方式による残高証明書発行サービスの開始を予定しております。

今般の定例発行方式による残高証明書の発行サービスは、お客様の指定した基準日で定例的（毎年・毎月等）に残高証明書を発行することが可能となります。これにより、残高証明書を発行する都度申込を行う従来の方式（都度発行方式）に比べ利便性が格段に向上いたします（※）。

このサービス開始に伴い、当組合の窓口においても、平成26年2月24日（月）から、定例発行方式による残高証明書発行の請求受付を開始いたします。

当組合と株式会社全銀電子債権ネットワークは、今後も中小企業金融の円滑化・効率化に向けて、より多くの事業者の方々に利用者登録をしていただくとともに、「でんさい」をご利用いただけるよう、一体となって努力して参ります。

※ 定例発行方式による残高証明書の発行サービス内容については、別紙の「でんさいの残高証明書の発行」をご参照ください。

以上

でんさいの残高証明書の発行



でんさいネットでは、「残高証明書」によるでんさいの確認方法として、従来の「都度発行方式」に加え、平成 26 年 2 月 24 日から「定例発行方式」の提供を予定いたしております。

「でんさい」の残高証明書の確認



開示請求に加え「残高証明書」にて、利用契約単位でのんさい残高を一覧形式により確認することができます。
残高証明書を発行する基準日の指定内容に応じて、「定例発行方式」と「都度発行方式」があり、それぞれで請求方法等が異なります。



利用者

①残高証明書の発行請求
・定例発行方式
・都度発行方式



窓口金融機関

②残高証明書の発行請求



でんさいネット

③残高証明書の作成

③利用者が指定した宛先※への残高証明書の送付
※利用者以外の第三者(監査法人等)を指定することもできます

残高証明書

【残高証明書】

(請求情報)
■名称・・・Y社
■決済口座・・・A銀行●支店 当座1234567
■基準日・・・2013年3月31日
(残高情報)*
■件数合計・・・10件
■残高合計・・・10,000,000円

【残高明細】*

(明細情報)
■記録番号・・・M001
■発生日・・・2013年1月31日
■支払期日・・・2013年4月30日
■債権金額・・・1,000,000円
■債務者名・・・X社

*利用者が債権者、債務者、電子記録保証人、特別求償権者、求償権者となっているでんさいが対象となります

<留意事項>

	【定例発行方式】	【都度発行方式】
基準日指定内容	・請求日以降の定期的な日付を指定 例)2013年3月1日に、毎年3月末日を指定	・請求日よりも前の日付を指定 例)2013年3月1日に、2012年3月31日を指定
発行方法	・基準日に定例的に発行 例)2013年3月末日以降、毎年3月末日に発行	・基準日にもみ発行 例)2012年3月31日分のみ発行
請求方法	・窓口金融機関所定の方法 ※請求日当日を基準日として指定する請求については、窓口金融機関によって取り扱いが異なります。	・所定の様式を窓口金融機関を通じて、でんさいネットへ提供する方法
発送方法	・基準日から15銀行営業日以内に、でんさいネットから簡易書留にて発送。	・でんさいネットにおける請求受付日から15銀行営業日以内に、でんさいネットから簡易書留にて発送。
提供開始時期	平成 26 年 2 月 24 日(予定)	平成 25 年 2 月 18 日
発行手数料	・窓口金融機関所定の手数料 注)定例発行方式と異なる場合があります	・窓口金融機関所定の手数料 注)都度発行方式と異なる場合があります
証明書掲載基準	・残高証明書に掲載される「でんさい」は、発行基準日時点で主たる債務者による支払等記録(口座間送金決済済みの「でんさい」を除く)がされていないものとなります。 注)平成 26 年 2 月 24 日以前の日付を基準日として指定する場合、残高証明書に掲載される「でんさい」は、基準日時点で主たる債務者による支払等記録(口座間送金決済済みのでんさいを含む)がされていないものとなります。	
その他	・個別の「でんさい」の情報については、「開示請求」でも確認することができます。 ※窓口金融機関によっては、決済口座単位で支払期日や立場(債権者・債務者等)等を指定し、該当する「でんさい」の情報を一括して取得できる場合があります	

平成25年12月2日

各位

熊本県信用組合
株式会社全銀電子債権ネットワーク

業務規程および業務規程細則の一部改正のお知らせ

以下の新規サービスの開始等に伴い、平成26年1月1日より、株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程および業務規程細則の一部を改正しますので、お知らせいたします。

○ 業務規程および業務規程細則の改正点

- ① 定例発行方式による残高証明書発行サービスの開始
(業務規程細則第56条関連)
- ② 犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正への対応の明確化
(業務規程第2条・第3条・第7条関連)
- ③ 支払不能情報照会が可能な利用者範囲の明確化
(業務規程細則第50条関連)

○ 新旧対照表

【業務規程】

新	旧
(定義) 第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (第1号～第14号まで略) <u>十五 取引時確認その他本人確認犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条第6項に規定する取引時確認および当会社または窓口金融機関に対する請求または届出等について、当会社または窓口金融機関が定める方法で、請求または届出等をした者が本人であることを確認することをいう。</u>	(定義) 第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (第1号～第14号まで略) (新設)

新	旧
<p>(第16号～第24号まで略)</p> <p>※第15号の新設に伴い号番を改正します。</p>	<p>(第15号～第24号まで略)</p>
<p>(当会社の業務の内容)</p> <p>第3条 当社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 利用の申込をした者の取引時確認その他本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 (同項第2号～第8号、第2項まで略)</p>	<p>(当会社の業務の内容)</p> <p>第3条 当社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 利用の申込をした者の本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 (同項第2号～第8号、第2項まで略)</p>
<p>(業務委託契約)</p> <p>第7条 当社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第58条第1項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当会社の業務の一部(以下「参加金融機関業務」という。)を参加金融機関に委託して行う。</p> <p>一 利用の申込をした者の取引時確認その他本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 (第2号～第5号まで略)</p>	<p>(業務委託契約)</p> <p>第7条 当社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第58条第1項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当会社の業務の一部(以下「参加金融機関業務」という。)を参加金融機関に委託して行う。</p> <p>一 利用の申込をした者の本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務 (第2号～第5号まで略)</p>
<p>附 則(平成26年1月1日改正) (施行期日) 第1条 この規程は、平成26年1月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

【業務規程細則】

新	旧
<p>(利用者登録事項) 第3条 規程第2条第24号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 (各号略)</p>	<p>(利用者登録事項) 第3条 規程第2条第23号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。 (各号略)</p>
<p>(支払不能情報の照会) 第50条 規程第54条第1項による照会は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当会社所定の書面および本人確認に必要な資料を提出してしなければならない。 <u>2 規程第54条第1項による照会が、第三者に関するものである場合には、法人税法等の法令により必要があるときに限り、当該照会をすることができるものとする。</u> <u>(第3項略)</u> <u>※第2項の新設に伴い号番を改正します。</u></p>	<p>(支払不能情報の照会) 第50条 規程第54条第1項による照会は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当会社所定の書面および本人確認に必要な資料を提出してしなければならない。 (新設) (第2項略)</p>
<p>(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三 残高の開示 <u>次に掲げる方法</u> <u>① 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法</u> <u>② 請求日以降の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法</u></p>	<p>(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法 三 残高の開示 <u>窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法</u></p>

新	旧
<p><u>③ 定期的な基準日を指定する場合窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法</u> (第3項、第4項略)</p> <p>5 第2項第3号①に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。 (各号略)</p> <p><u>6 第2項第3号②および③に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。</u></p> <p>一 <u>残高の基準日</u> 二 <u>残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報</u> 三 <u>その他窓口金融機関が定める情報</u> (第7項～第8号まで略)</p> <p><u>※第6項の新設に伴い号番を改正します。</u></p>	<p>(第3項、第4項略)</p> <p>5 第2項第3号に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。</p> <p>(各号略)</p> <p>(新設) <u>(第6項～第7項略)</u></p>
<p>(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特則)</p> <p>第57条 窓口金融機関は、法第87条第2項の規定により、当会社に対し、自らを窓口金融機関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第7項第1号に定める事項について、開示を請求することができる。</p> <p>2 当会社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第7項第1号に掲げる事項を開示する。 (第3項略)</p>	<p>(債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特則)</p> <p>第57条 窓口金融機関は、法第87条第2項の規定により、当会社に対し、自らを窓口金融機関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第6項第1号に定める事項について、開示を請求することができる。</p> <p>2 当会社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第6項第1号に掲げる事項を開示する。 (第3項略)</p>

新	旧
<u>附 則(平成26年1月1日改正)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この細則は、平成26年2月24</u> <u>日から施行する。</u>	(新設)
【別表1(第56条第7項第1号②関係)】 (表略) 【別表2 (第56条第7項第3号関係)】 (表略)	【別表1(第56条第6項第1号②関係)】 (表略) 【別表2(第56条第6項第3号関係)】 (表略)

○ 改正後の業務規程および業務規程細則については、でんさいネットのホームページのトップページに表示されている「業務規程等」から、ご確認いただけます。

以 上

(平成25年12月2日現在)